

指定出資法人の役員の選任 (公募手続以外) について

令和7年1月

Ⅰ 指定出資法人の役員の選任（令和7年3月まで）について

Ⅰ 役員の選任

（Ⅰ）原則

指定出資法人の役員の選任に際して、府OB等（※）を対象とする場合は、公募を行う。

（法人が府OB等を選考対象から除外する場合、公募手続の義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）

※府OB等

- ① 府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員
- ② ①の公募手続により役員に就任した者

（Ⅱ）例外（人的関与ポスト）

府の人的関与の必要性が認められた指定出資法人の役員ポストであり、法人の持つ公共的な使命等、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者（府職員又は府OB）を推薦。 <令和7年1月現在：13法人18ポスト>

2 人的関与ポスト廃止

令和6年3月、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定し、以下の方針を決定。

- 令和5年12月の指定出資法人評価等審議会（以下「審議会」という。）の意見（参考資料1）も踏まえ、

令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止。

<廃止理由>

府関係者が就任することが望ましい状況に変わりはないものの、近い将来、府において、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなることに加え、定年年齢の引上げにより従来OBとなっていた職員が庁内に留まることとなるため、これまでのように幅広い選択肢（府関係者）から適任者を選任することが出来なくなることが見込まれるため。

2 指定出資法人の役員の選任（令和7年4月以降）について

（1）府職員の派遣について

- 府の施策推進等の必要性から、人的関与ポストの廃止後においても、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く。
⇒ 令和7年度に府職員を派遣する6法人7ポストについて、令和6年10月～11月に意見聴取を実施（参考資料2）
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告。

（2）府職員の派遣以外の役員の選任について

- 法人が役員の選任に際して、府OBも役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続により、その候補者を決定。（法人が府OBを選考対象から除外する場合、公募手続の義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募の手続によらず府OBを役員候補者に決定することができる。

＜公募の例外事由＞ 大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン第8項

- ①公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府OBを役員に就任させる必要があるとき
- ②公募を実施したが応募がない場合で、府OBを就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府OBを暫定的に就任させるとき

法人が、上記の例外規定に基づき、公募によらず府OBを選任する場合は、府と協議。

・例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く。

⇒ 令和7年2月～3月の審議会において、意見聴取を予定。

・例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告。

＜（参考）人的関与ポスト一覧（令和7年1月現在）＞

No.	法人名	役員名称（勤務形態）	No.	法人名	役員名称（勤務形態）
1	（公財）大阪国際平和センター	業務執行理事（常勤）	10	（公財）大阪府都市整備推進センター	理事長（常勤）
2	（公財）大阪府国際交流財団	常務理事（常勤）	11		常務理事（常勤）
3	（株）大阪国際会議場	専務取締役（常勤）	12		常務理事（常勤）
4	（公財）大阪産業局	常務理事（常勤）	13	大阪府道路公社	理事長（常勤）
5	（公財）千里ライフサイエンス振興財団	専務理事（常勤）	14	大阪モノレール（株）	代表取締役社長（常勤）
6	大阪信用保証協会	常務理事（常勤）	15		代表取締役専務（常勤）
7	（公財）西成労働福祉センター	代表理事（非常勤）	16	大阪府土地開発公社	理事長（常勤）
8		業務執行理事（常勤）	17		常務理事（常勤）
9	（一財）大阪府みどり公社	理事長（常勤）	18	大阪府住宅供給公社	理事長（常勤）